

## 議 事 日 程 (第2号)

令和7年3月4日(火) 午前10時00分開議

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第1  | 議案第14号 | 湖西市梶田多目的運動広場条例を廃止する条例の制定について   |
| 日程第2  | 議案第15号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について                               |
| 日程第3  | 議案第16号 | 湖西市職員定数条例の一部を改正する条例制定について  |
| 日程第4  | 議案第17号 | 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について |
| 日程第5  | 議案第18号 | 湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について                       |
| 日程第6  | 議案第19号 | 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について                                       |
| 日程第7  | 議案第20号 | 湖西市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について                                   |
| 日程第8  | 議案第21号 | 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について   |
| 日程第9  | 議案第22号 | 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について   |
| 日程第10 | 議案第23号 | 湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について                       |
| 日程第11 | 議案第24号 | 湖西市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について                        |
| 日程第12 | 議案第25号 | 湖西市下水道条例の一部を改正する条例制定について   |
| 日程第13 | 議案第26号 | 湖西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について                            |
| 日程第14 | 議案第27号 | 湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について                                    |
| 日程第15 | 議案第28号 | 湖西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について                          |
| 日程第16 | 議案第29号 | 令和5年度湖西市消防防災センター建設工事(電気設備工事)の工事請負契約の一部変更について                         |
| 日程第17 | 議案第30号 | 静岡県市町総合事務組合理約の変更について   |
| 日程第18 | 議案第31号 | 令和6年度湖西市一般会計補正予算(第9号)  |
| 日程第19 | 議案第32号 | 令和6年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)                                       |
| 日程第20 | 議案第33号 | 令和6年度湖西市公共下水道事業会計補正予算(第3号)   |
| 日程第21 | 議案第35号 | 令和7年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算   |
| 日程第22 | 議案第36号 | 令和7年度湖西市介護保険事業特別会計予算   |
| 日程第23 | 議案第37号 | 令和7年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算  |
| 日程第24 | 議案第38号 | 令和7年度湖西市公共下水道事業会計予算  |
| 日程第25 | 議案第39号 | 令和7年度湖西市水道事業会計予算   |
| 日程第26 | 議案第40号 | 令和7年度湖西市病院事業会計予算   |

- 本日の会議に付した事件……………議事日程に掲げた事件に同じ
- 出席及び欠席議員……………出席表のとおり
- 説明のため出席した者……………出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時00分 開議

○**議会事務局長（内山浩二）** お互いに朝の挨拶をいたします。皆様御起立をお願いします。

おはようございます。御着席ください。

○**議長（馬場 衛）** 改めまして、おはようございます。

3月定例会第2日の会議に御参集をいただきましてありがとうございます。外のほうは何かはっきりしないお天気で、東京では今夜あたりからまた積雪があるということで、大変な時期でございますが、まだまだ会議のほう続きますので、体調にはくれぐれも御注意していただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は18名でございます。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日は傍聴席へ報道機関が入っております。撮影を許可した者には許可証を交付しておりますので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

○**議長（馬場 衛）** 日程第1 議案第14号 湖西市梶田多目的運動広場条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（馬場 衛）** 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（馬場 衛）** 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（馬場 衛）** 以上で討論を終わります。

これより、議案第14号の採決に入りますが、本件は地方自治法第244条の2第2項並びに湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止または長期かつ独占的利用に関する条例第2条の規定により、特別

多数議決の案件でありますので、議員定数の半数以上が出席し、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要といたします。また、この場合議長も表決権を有します。ただいまの表決権を有する出席委員は18名であります。

それでは、議案第14号について採決いたします。本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○**議長（馬場 衛）** 挙手全員であります。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

○**議長（馬場 衛）** 日程第2 議案第15号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（馬場 衛）** 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（馬場 衛）** 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（馬場 衛）** 以上で討論を終わります。

それでは、議案第15号について採決いたします。本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○**議長（馬場 衛）** 挙手全員であります。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

○**議長（馬場 衛）** 日程第3 議案第16号 湖西市職員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第16号について採決いたします。本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第4 議案第17号 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第17号について採決いたします。本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第5 議案第18号 湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第18号について採決いたします。本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第6 議案第19号 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第19号について採決いたします。  
本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（馬場 衛） 日程第7 議案第20号 湖西市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第20号について採決いたします。  
本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（馬場 衛） 日程第8 議案第21号 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。  
15番 荻野利明議員。どうぞ。

討論発言通告書が提出されておりますので、15番荻野利明議員の発言を許します。

〔15番 荻野利明登壇〕

○15番（荻野利明） 15番 荻野利明、議案第21号湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に反対討論を行います。

今回の保険税引上げは、令和11年度までに約6,000万円を引き上げるというものですが、これは湖西市民が負担すべきものではありません。今までは市町単位で計算されていたものを県単位化することによって、算定方法が医療費水準を反映しない方向へ段階的に移行することとなりました。

医療費水準が県平均よりも低い湖西市の納付金額が増額となり、赤字運営の加速化が見込まれることから、財源確保を踏まえた税率改正を行うというものです。湖西市民の医療費が増えていないのに、県単位化することによって、医療費水準の高い市の医療費分まで湖西市民が負担することになってしまいます。これはこうした負担分については、当然県が負担すべきものです。

以上の理由で反対をいたします。

○議長（馬場 衛） 荻野議員、通告書が出ていることにつきまして、申し訳ありませんが、手続ちょっと私のほうに来てなかった、申し訳ないです。

ただいまの討論は反対討論でした。ほかに討論のある方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第21号について採決いたします。  
本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手多数であります。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第9 議案第22号 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第22号について採決いたします。本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第10 議案第23号 湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第23号について採決いたします。本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第11 議案第24号 湖西市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、14番 竹内祐子議員の発言を許します。

〔14番 竹内祐子登壇〕

○議長（馬場 衛） 14番 竹内祐子議員、どうぞ。

○14番（竹内祐子） 14番 竹内祐子です。議案第24号 湖西市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について質疑をさせていただきます。

1つ目は、市内包括支援センターの3職種の配置状況と課題を伺います。お願いします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。健康福祉部長。

〔健康福祉部長 太田康志登壇〕

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。本市では、中学校区を基に4か所の地域包括支援センターを設置し、介護保険法に基づき、主任介護支援専門員、いわゆる主任ケアマネジャー、それから社会福祉士、保健師の3職種を配置しているところです。

各地域包括支援センターの現在の人員配置状況は鷺津中学校区を担当する地域包括支援センターは3職種の常勤が1名ずつ配置されております。

岡崎中学校、白須賀中学校区を担当する地域包括支援センターは、3職種の常勤が1名ずつ配置されているほか、保健師のパート職員が1名配置されております。

湖西中学校区を担当する地域包括支援センターでは、3職種の常勤が1名ずつ配置されているほか、主任ケアマネジャーのパート職員1名が配置されています。

新居中学校区を担当する地域包括支援センターでは、先月までは3職種の常勤が1名ずつ配置されていたほか、保健師と社会福祉のパート職員がそれぞれ1名配置されていましたが、先月末をもって主任ケアマネジャーが退職したことにより、現時点では主任ケアマネジャーが、1名欠員となっている状況でございます。

全国的な人材不足の影響を受け、本市においても、3職種の安定的な確保が年々困難になっているということが課題であると認識しております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 竹内祐子議員。

○14番（竹内祐子） 分かりました。

では、2番目の質問でパート職員の常勤換算方法について、具体的、例を挙げていただいて、分かりやすく説明してください。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） それでは、お答えいたします。常勤換算とは、パート職員の勤務時間を基にフルタイム職員に換算する方法で、計算式としましてはパート職員の1週間の勤務時間割るフルタイム職員の1週間の所定労働時間で求められます。

具体例を挙げて説明をさせていただきますと、フルタイム職員の1週間の所定労働時間が40時間である事業所に週20時間勤務するパート職員がいる場合ですね。これを常勤換算しますと、20時間を割る40時間ということで0.5となり、このパート職員はフルタイム職員0.5人相当になります。さらにもう1人、この事業所に同じく週20時間を勤務するパート職員がいた場合ですね、2人を合わせて0.5足す0.5ということで1となります。ということで2人のパート職員がいれば、フルタイム職員1名分に換算されるというものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） 分かりました。

では、3番目の質問で、不足する職種の正規職員の負担が増えてくると思うんですね。そうなるべくとその対策はどのようにしていくのか伺います。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

本条例の改正により職種体制となる場合であっても、必要な人員3名は確保されますので、大幅な業務量の増加には直ちにはつながらないと考えていますが、3職種そろわないことで専門的な業務の分担が難しくなるなど、効率性が低下したり、業務負担の偏りが生じる可能性は想定されます。

その対策といたしまして研修や人材育成を通じて、職員のスキル向上や人材育成を図るとともに支援体制の維持、強化に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） 分かりました。実際、湖西市でも人手が足りなくなっているという状況が確認できましたので、以上で終わります。

○議長（馬場 衛） よろしいですか。

○14番（竹内祐子） はい、いいです。

○議長（馬場 衛） 以上で、14番 竹内祐子議員の質疑を終わります。

続いて、12番楠 浩幸議員の発言を許します。

〔12番 楠 浩幸登壇〕

○議長（馬場 衛） 12番 楠 浩幸議員、どうぞ。

○12番（楠 浩幸） 12番 楠 浩幸です。私のほうからも議案24号ですね、4点ほど通告をさせていただいておりますので順番に伺っていきたく思っております。

まず1つ目なんですけれども、支援の質の確保についてということで、先ほど先輩議員のほうへの答弁で、人材不足にならないように研修ですとか、人材育成を進めるというような御答弁がありました。

そんな中でですね、今、この質をですね、支援の質をどのように担保をしていこうというふうに思っておる、今、先ほどね、人員の配置については伺ったところで、とりわけ新居の包括支援センターのほうがちよっとクリティカルな状態だというようなことだったんですけれども、支援の質、これをどうい

うふうに担保していくのかということについて伺いたいと思います。お願いします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。健康福祉部長。

〔健康福祉部長 太田康志登壇〕

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。支援の質を維持するため地域包括支援センターにおいて、職種ごとの部会を定期的で開催し、業務の取組状況や課題を共有しながら、職種間の連携強化を図っていきたいと考えております。

また、国、県、市が主催する資質向上のための研修会への積極的な参加を促し、人材育成にも取り組んでいきたいと考えております。

今後も安定した支援体制の確保に向け地域包括支援センターの機能維持に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） 繰り返しになりますので、1番のところは確認できました。

2つ目の質問のほうへ。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○12番（楠 浩幸） 人材確保への課題についてということで、今、部長からも答弁ありましたけれども、非常に人材確保が困難な状況を踏まえてですね、配置基準を緩和する、2人いればどうにかやっていけるだろうというようなところについては、理解はできるんですけども、根本的には、人材不足の解決には至らないというふうに考えられます。

市としてですね、専門職の確保、育成に向けた具体的な施策、これまでも研修ですとか、そういったことはやってこられたとは思んですけども、さらに人材確保が目的とした具体的な施策があれば伺いたいと思います。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。人材確保に向けてですね、まずは大学ですとか、専門学校等を訪問してですね、福祉への従事に関心を持っていただけるようにちょっと働きをしたりですとか、あと学生向けの職場説明、就職説明会やイン

ターンシップの受入れ等を進めていく必要があるのかなというふうに、ただ、今現在それを行っているわけではございませんので、そういったことも事業所には提案をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） 新規に採用を促すということだと思うんですけども、今後、この専門職についてですね、インセンティブを湖西市として考えられるかどうかというところはどうかでしょうか。もうちょっと踏み込んでということなんですけども。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。専門職、成り手不足というのは、やはり費用も、資格を取得するために費用もかかるということは承知しております。ですので、そういった面で市として費用を一部助成するですとか、そういうことも考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

ただ、今現在具体的にこうしますということはまだ言えませんが、そういうことも含めて検討していく必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） 先ほどね、人員配置についてはぎりぎりのラインでも確保できているというようなことなんですけども、今後、人員不足になることを防ぐためにも早めにそういったようなインセンティブについても検討いただけたらなというふうに思いました。

3番目の質問に移りたいと思います。

○議長（馬場 衛） 3番です。どうぞ。

○12番（楠 浩幸） 運用面での課題についてということで、常勤換算の適用によって柔軟な職員配置を認めるということなんですけども、実際には職員の実稼働時間が不足してしまうのではないかなというような懸念もあります。先ほど、人員配置につきましても、パートタイムの方もそんなに多くはないというようなことなんです。支援体制にやはり不

安が残る可能性があるというふうに推測をされます。

この点に対して、市のほうとしてはですね、どう  
いうふうにシフトを細かいシフトまではね、管理で  
きかないかとは思いますが、実態をどのよう  
に把握をして、必要に応じた是正措置を講じてい  
こうというふうに考えられているのか伺いたいと思  
います。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えをいたします。  
常勤換算法によりますと、常勤職員に代えて非常勤  
職員を配置した場合でも、労働時間は一応確保され  
るということで、実働時間が不足するということが  
ないというふうに考えておりますが、やはり支援の  
質を維持するためには、各地域包括支援センターの  
実態を実績報告書や地域包括支援センター運営協議  
会において把握し、必要に応じて適正な是正措置を  
講じることが必要だというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） 実績報告なんですけれども、  
これはもう既にやられているのか、これから取り組  
もうというふうに考えられているのかどうでしょ  
うか。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えをいたします。  
この実績報告につきましては、もう既に行われてお  
りまして毎月1回事業所から提出されるものでござ  
います。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） 実績報告を基に人が回ってい  
るかどうかということも把握ができるよというこ  
とで確認ができました。

最後の4つ目の質問に移りたいと思います

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○12番（楠 浩幸） 行政監督、評価の必要性につ  
いてというところなんですけれども、配置基準の緩  
和によって地域包括支援センターごとのですね、支  
援の質にばらつきが出ることが出るんじゃないかと  
いうようなことが推測をされます。この点について

ですね、市はどのようなモニタリング体制を構築を  
して支援の質を維持向上させていこうというのか、  
お考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。  
地域包括支援センターの支援の質を維持向上させる  
ため既に定期的なモニタリング体制は構築している  
ところでございます。

具体的に申し上げますと、毎月開催する包括全体  
会において情報共有や活動報告、運営状況の確認を  
行い、各センターの支援状況を把握をしているとこ  
ろでございます。

また、地域包括運営協議会を年2回開催いたしま  
して、支援の質の維持に向けた調整や監督、また必  
要な提言を助言を行っているところでございます。

さらに地域包括支援センターの職種ごとの部会を  
開催し、研修を実施することで、各職員のスキル向  
上を図るとともに、課題の共有と解決に向けた検討  
を行っています。

これらの取組を通じ、支援の質のばらつきを防ぎ、  
地域包括支援センターの適切な運営を支援してい  
きたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） 既にモニタリング体制とい  
うのは構築できているよということなんですけども、  
具体的に包括支援センターごとのクオリティ、質に  
ついて標準化されたものがあって、それに対してモ  
ニタリングをされているということなんですかどう  
でしょうか。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えをいたします。  
標準化する指標といいますか、そういったものは特  
に用意していないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） だとしたときに、何をもって  
モニタリングをされているということになるんでし  
ょうかね。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。各地域包括センターにおける課題ですとか、今抱えている困難事例、そういった検討をそれぞれ共有することで、それぞれ地域包括支援センターの質の向上に努めているというところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） 課題を共有することで一定レベルの支援の質、ばらつきというのを抑えることができるという部長の認識ですか。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。課題の共有をして、どんな対応をしたのか振り返りを行いながら、次の事例に生かすということが質の向上率を、向上させているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） カスタマーファーストというふう考えたときに、利用者側のアンケートを取るとか、そういうようなモニタリングは、やられてないということなんですかね、どうなんですか。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。利用者に対するその満足度といいますか、そういったアンケート等は現時点では実施しておりません。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） 今後、やはり人がね、少なくなったことによって支援の質が若干落ちてきているんじゃないかなというようなことは、やはり利用者さんが感じ取るところだと思うんですね、そういったような利用者の満足度とか、アンケートの必要があるかと思うんですけども、今後、捉えるようなことはありますか。

○議長（馬場 衛） 市長。

○市長（田内浩之） 楠議員、御質問ありがとうございます。今、楠議員がですね、おっしゃっていたそのサービスの標準化というものはですね、私もしつかりちょっと勉強をしてですね、ほかの市なりが

ですね、どういった取組をしているのかというのはちょっとまたしつかり研究をさせていただきたいなと思っております。

あとは、やはりこの楠議員の御提案のとおりですね、このモニタリング体制を構築する中で、やはり利用者側のアンケートとか、ヒアリングというのはですね、サンプルが数百というとなかなか難しいとは思いますが、ただ少数でも、取る意味はあると私は思っておりますので、そこに関しても、またちょっと部局と一緒にですね、検討をしていきたいと思っておりますので、またいろいろお知恵を貸していただけるとありがたいです。よろしく願いいたします。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） 期待しておりますので、いずれ私たちもお世話になるかも知れないところで、よろしく願います。

以上で、質疑を終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、12番 楠 浩幸議員の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。

ほかに、議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第24号について採決いたします。本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（馬場 衛） 日程第12 議案第25号 湖西市下水道条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第25号について採決いたします。本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（馬場 衛） 日程第13 議案第26号 湖西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第26号について採決いたします。本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（馬場 衛） 日程第14 議案第27号 湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第27号について採決いたします。本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（馬場 衛） 日程第15 議案第28号 湖西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項

の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第28号について採決いたします。本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（馬場 衛） 日程第16 議案第29号 令和5年度湖西市消防防災センター建設工事（電気設備工事）の工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第29号について採決いたします。本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（馬場 衛） 日程第17 議案第30号 静岡

県市町総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第30号について採決いたします。本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（馬場 衛） 日程第18 議案第31号 令和6年度湖西市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、6番 加藤治司議員の発言を許します。

〔6番 加藤治司登壇〕

○議長（馬場 衛） 6番 加藤治司議員、どうぞ。

○6番（加藤治司） 2款1項5目ですけれども、公共施設マネジメント推進事業費において、包括施設管理業務による修繕が当初の想定より多くなった要因と修繕内容を伺います。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。企画部長。

〔企画部長 山本敏博登壇〕

○企画部長（山本敏博） お答えいたします。包括施設管理業務における修繕費が当初の想定より増加した主な要因は、市営住宅部分の修繕費が前年度比で約180%、金額で約360万円ほど増加したことによ

ります。

市営住宅の修繕費が増加した理由は、令和6年9月に入居条件を改正し、連帯保証人の要件を廃止したことなどにより、新たな入居者が増加したためだと分析しております。

当初予算分につきましては現時点でほぼ執行しているため、今後の緊急を要する修繕に備えるべく、1軒当たり50万円を4軒想定いたしまして、今回、合計200万円を補正予算として計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 加藤議員。

○6番（加藤治司） 説明ありがとうございます。入居条件はね、緩和して市の市営住宅を有効活用できたことは非常にいいことだと思います。その何人ぐらい入居されたんですか。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（山本敏博） お答えいたします。令和6年度ですね、現時点、予定を含みますけども、入居者数が19軒と聞いております。このうち9月以降の入居が14軒となります。ちなみに昨年度が入居、昨年度の入居者数が6軒と聞いております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤議員。

○6番（加藤治司） 入居して住まわれればね、当然ある程度老朽化した住居ですから、修繕するところも増えると思いますけども、やっぱり水回りとかそういう箇所の修繕が多かったですか。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（山本敏博） お答えいたします。何軒かありますんで、ちょっと代表的なものをお答えいたしますと、今議員のおっしゃったとおり水回りのものもあります。例えば、給湯器の取替え修繕ですか、あとですね、水回りのほかに部屋の天井の塗装の修繕、玄関の床の修繕、浄化槽のブロア、天井のカビの除去こういったものもございました。

以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤議員。

○6番（加藤治司） ありがとうございます。この件に関しては、以上で終わります。

次に、4款2項1目ごみ処理施設管理運営費において、PFI環境センターモニタリング業務内容精査により、不要となった業務の内容を伺います。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） これまでモニタリング業務は主に環境センターの基幹改良工事と、長期運営委託の2面について、これらが適正に確実に実施されるか、第三者機関へモニタリングを依頼しておりました。

本年度令和6年度につきましても、令和5年に発生しましたリサイクルプラザの火災による基幹改良工事の工期延長があり、納入機器の使用を確認することなどが必要と考え、予算を計上いたしました。基幹改良工事で設置します機器の仕様が令和5年度内に確認できましたことから、この基幹改良工事に関わるモニタリングを取りやめ、長期運営委託に関わる内容に縮減したものであります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤議員。

○6番（加藤治司） ちょっと難しいですけど、概略分かりました。要は、令和6年度分のモニタリングが早めに済んで、終わったから不要になったということですね。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。令和6年度につきましては、火災が発生した基幹改良工事分、こちらが本来工期延長になりまして、実際こちらのモニタリングが必要であるだろうと、この分が令和6年度予算に計上させていただいてあったんですが、結局この基幹改良工事分のモニタリングは必要ないであろうと、要は令和5年度中に全てチェックができたということから、それが削減できたということになります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤議員。

○6番（加藤治司） 概略分かりました。ありがとうございました。

では、次に行きます。8款4項1目ですけども、公共交通推進費において、コーちゃんバスの運転収入が想定より少なくなったことについて、考えられ

る要因と市負担金450万円の算出根拠を伺います。

○議長（馬場 衛） 都市整備部理事。

○都市整備部理事（匂坂隆拡） お答えいたします。運賃収入が想定より少なくなった要因につきましては、想定では運行改正により利用しやすくなった効果や通学での利用増加、それからコロナ後の外出機会の拡大などにより、バス利用者は年間10万人程度、運賃収入も1,300万円程度まで増加すると見込んでおりました。しかしながらコロナ禍を経て、移動手段をコーちゃんバスから別の手段に変えた方などが相当数おり、コロナ前までは利用者が回復しないこと、また運賃半額対象者の利用が増えていることなどが想定した運賃収入まで達していない要因であると考えております。

次に、市負担金の算出根拠ですけれども第3四半期までの利用状況を踏まえると、利用者数は年間8万1,000人程度、運賃収入は850万円程度と見込まれることから、想定していた1,300万円との差額450万円を補正予算として計上することといたしました。

以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤議員。

○6番（加藤治司） 想定、コロナ以前の実績を基に収入を想定していたのが、それが戻らなかったということですよ。じゃ来年度予算をね、やってるんですけど、その見込みはどうなんですか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部理事。

○都市整備部理事（匂坂隆拡） そうですね、来年度の予算要求のほうにつきましてもですね、来年度実証運行ということで、デマンドのほうの実証運行をやるんですけども、その中でですね、全体として検討していこうと思っておりますけれども、来年度、コーちゃんバスにつきましては、やはり今年度から伸びをある程度推定した中で要求をさせていただいております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤議員。

○6番（加藤治司） あまり予測とね、外れないようにお願いしたいと思います。

次に、最後の確認ですけど、10款2項3目小学校施設運営費において白須賀小学校トイレ改修工事の

日程、改修個数内容等の概要を伺います。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。工事は令和7年6月に着手し、12月に完成する予定です。工事概要につきましては、5か所のトイレにある和式便器を18基撤去し、洋式便器を12基新設します。併せて床のドライ化、トイレブースや給水ポンプの更新、自動手洗い水栓の設置等も行う予定です。

以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤議員。

○6番（加藤治司） 関連して確認しますけど、昨年度もありましたけど、ずっと今、小学校とかね、トイレの工事を毎年各小学校でやってるんですけど、これ全体、各全小学校でどのぐらい終了してるか、また、どのぐらい残っているかをお願いします。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。令和6年度末時点では、これ小中、併せてですが、56.2%が今回白須賀小学校を行うことによって、令和7年度末では60.1%の洋式化率になります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤議員。

○6番（加藤治司） 来年度等も何か鷺津の予算にも、鷺津の設計業務というのが入ってるということで、まだ続くということですよ。了解しました。

最後に1個だけ確認しますけど、この補正予算約9,470万、これ3月定例会で補正に提出されたのは来年度のね、予算を今やってる最中なんですけど、タイミングとしてはいかがなんでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。市としても、当初は7年度の当初予算で実施を考えていましたところ、国の補正予算が活用できるよということ12月にですね、県を通じて案内がありました。この補正予算を活用して事業を実施するということは市債のメニューで補正予算債という市債を活用できます。これは交付税措置が50%あるとか、充当率が100%だとか、こういった財政的なメリットも大きいということもありますので、こういう場合は積極的に補正予算を活用して事業を実施するようにして

いるところですが。

以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤議員。

○6番（加藤治司） 財政的なメリットということですが、どのぐらいがメリットなんですか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） 実質通常ですと、地方の負担が約50%と言われているところを、交付税措置とか、そういったものを換算しますと地方の実質負担は約3割程度ということを一般的に言われています。

以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤議員。

○6番（加藤治司） 概略理解できました。

以上で終わります。

○議長（馬場 衛） よろしいですか。

○6番（加藤治司） はい。

○議長（馬場 衛） 以上で、6番 加藤治司議員の質疑を終わります。

ここで、暫時休憩とさせていただきます。再開を11時15分とさせていただきます。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（馬場 衛） それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

なお、佐原議員の議案第31号の質疑に対する答弁資料として、当局から資料配付を求められましたので、これを許可しております。資料はあらかじめタブレット等に配信させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、13番 佐原佳美議員の発言を許します。

〔13番 佐原佳美登壇〕

○議長（馬場 衛） 13番 佐原佳美議員、どうぞ。

○13番（佐原佳美） 13番 佐原佳美でございます。議案第31号 令和6年度湖西市一般会計補正予算（第9号）について質疑させていただきます。

まず初めに、歳出の2款1項5目です。先ほど同僚議員の質問、ごめんなさい、これはしてません。では質問内容を読ませていただきます。企画費につ

いて110万円は何件分の寄附で使途の指定はなかったのか、お伺ひいたします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。企画部長。

〔企画部長 山本敏博登壇〕

○企画部長（山本敏博） お答えいたします。今回の補正予算に関する寄附の件数は1件でございます。使途の指定につきましては、申出企業のほうから、次年度の観光振興に充ててほしいとの要望を受けておりますので、一旦、企業版ふるさと納税地方創生基金に積立て、翌年度以降に活用させていただくということになります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） 1件だということが確認できましたが、これ積立金は110万円ということですが寄附額は110万円よろしいですか。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（山本敏博） 寄附金のほうはですね、寄附額のほうは100万円となります。この違いといいますか、歳出のほう110万円になってるんですが、これは企業版ふるさと納税をですね、基金に積み立てる場合は内閣府の地域再生計画認定申請マニュアルというのがございまして、こちらに基づいた対応が必要となります。

その中でですね、積立額のうち寄附を充てる部分の割合を10割未満にする。すなわち、寄附金額よりも多い金額を基金に積み立てるということと定められておりますので、今回は寄附額に1割を上乗せしまして、110万として基金に積立てさせていただきました。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） 分かりました。寄附額は100万円ということですね。

では、再質問2つ目よろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○13番（佐原佳美） 企業版ふるさと納税という言葉はここ数年聞くようになったんですけども、概要説明をお願いしたいです。これは一般のふるさと

納税のように返礼品はあるのか、今回の場合は観光事業に充ててくださいというので、その意向を組めばそれでよいのか、あと企業のメリットなどをお願いします。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（山本敏博） お答えいたします。この企業版ふるさと納税ですが、地域再生計画に位置づけられる市側の事業ですね、これは基本的には総合戦略を基にした地方創生の事業になるんですけども、これに対してですね、企業が寄附を行った場合に法人関係の税金、法人税、法人住民税、法人事業税、こちらのほうから税額控除されるという仕組みになっております。

通常の寄附の場合はですね、損金算入で寄附額の大体3割ということになっているんですが、この企業版ふるさと納税の場合は、最大で寄附額の約9割が軽減されて、実質的な企業の負担のほうは1割になるという形になります。

この企業側のメリットですね、企業側のメリットとしましては、今、申し上げた最大9割の税額控除を受けられるというのが大きいかとは思いますが、この寄附によってですね、地域貢献といえますか、そちらのほうを社会にPRすることで企業イメージのアップを図ることができるのではないかなと考えております。

なお、返礼品については通常のふるさと納税とは違いますので、そちらのほうはございません。税額控除のほうがそれに代わるという形になるかなと思います。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） 本当にありがたい寄附だなと感じます。

ちょっと、もう一ついいですかね、質問。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○13番（佐原佳美） 今年度は、これが最後に来たので基金に積み立てて年度活用ということですけども、令和6年度はどのくらいの企業版のふるさと納税があったのかとか、ここ数年聞いてますけども、その件数の推移や金額などを教えてください。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（山本敏博） お答えいたします。令和6年度につきましては、本件を含めまして現状7件、金額として340万円の寄附を受けております。

全体としましてはこの制度が始まりまして、令和3年度に1件、令和4年度はなくて、令和5年度に3件の寄附を受けておりまして、通年通してですね、全体で1,490万円、これまで企業版ふるさと納税としていただいております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） ありがとうございます。また、しっかりと活用していただければと思います。このところは、企画費については終わります。

では、次に行かせていただきます。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○13番（佐原佳美） 同じく、歳出の2款1項5目公共施設マネジメント推進事業費について、200万円の修繕料の内訳をお願いします。先ほど同僚議員がお聞きしていますが、すみません、ちょっと聞き漏らしもあるかと思しますので、お願いいたします。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（山本敏博） お答えいたします。すみません。現在市内の公共施設における1件当たり50万円未満の修繕については、施設ごとではなく包括施設管理業務の中で包括修繕のほうを実施しております。

今回の当初予算分については現時点でほぼ執行しているため年度末にかけ、緊急を要する修繕が発生する場合に備え、1軒当たり50万円を4軒想定し、200万円を補正として計上させていただいております。増えた予算のほうが必要になった理由は先ほど申し上げたとおり市営住宅のほうの修繕費が多くなったためでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） 分かりました。じゃこれで終わります。

では、次をお願いします。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○13番（佐原佳美） では、歳出の2款2項1目物価高騰支援給付金支給事業交付金について1億9,720万円の支給内訳、給付対象と金額などをお願いいたします。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（安形知哉） お答えをいたします。お手元タブレットのですね、参考資料を使って説明をさせていただきますと思います。

今回、実施する定額減税不足給付は資料のですね、1、概要のところになります。（イ）の昨年8月から11月に実施をした定額減税し切れないと見込まれる方に対し、令和5年中所得を基に仮支給した調整給付と、その下のですね、（ウ）令和6年度分所得税額の確定に伴い、本来給付されるべき支給額を比較いたしまして、不足する額を今回追加で給付するものでございます。

資料の2の給付例を御覧ください。

世帯構成として3人世帯、定額減税可能額は1人当たり3万円ですので、9万円となります。黄色の右側、赤枠の中段にあります②令和6年分所得税額が6万円ということで、①の減税可能額9万円に対し、本来もらえる額は3万円となります。

その枠の左側のですね、黄色の左側を見ていただきたいと思いますが、令和5年分所得税額を基に8月に実施した調整給付は1万円でしたので、不足する2万円が今回実施のですね、不足額給付の金額となります

3の積算の内訳を御覧ください。

まず追加支給分としてですね、①令和5年分の収入に比べまして令和6年分の所得税額が減少したケースとして、想定人数を6,080人、1億2,160万円、②が出生や転入、入国等により被扶養者の増額によりまして、定額減税の可能額が増額したケースとして、想定人数990人、3,960万円を計上いたしました。

また、未支給分として、③の青色、白色専従者等、税制上の扶養から外れる方として900人の3,600万円合計1億9,720万円を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） 本当に難しいですけど、分か

るような資料を作っていただきましてありがとうございます。

それでも、まだ私としては分からない、ちょっと表現をお聞きしたいですけれども、定額減税し切れないと見込まれる方というのが、その概要、1概要の（イ）のところの説明のところにあります。定額減税調整給付実施のところに、定額減税し切れないと見込まれる方が対象ということですけど、これは非課税世帯になってしまうかもしれないという方ということなのか、この見込まれる定額減税し切れないと見込まれる方というのはどういう方をいいますか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（安形知哉） お答えいたします。この定額減税し切れないと見込まれる方という形で、課税か非課税かということですけど、今回ですね、定額減税につきましては課税世帯、非課税世帯の判定というのがですね、定額減税をする前の状態での判定になります。ということで、定額減税前でですね、所得割額が少しでも発生する時点で非課税世帯となる可能性はございません。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） では、もう一つ、これは今回の方は、定額減税の4万円、昨年実施した4万円は、住民1人当たりの住民税が1万円で所得税が3万円、減額実施したわけですけども、この例に下記世帯における給付例というところは、所得税のことを書いてあるんですけど、住民税、住民税の1万円分というのは、この時期が令和7年1月1日以降になって何か変わるということはないでしょうか、例として挙がっておりませんが。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（安形知哉） お答えいたします。今回の定額減税については、令和6年度の課税状況により実施をするというような制度になります。住民税についてはですね、所得税と異なりまして令和6年の1月1日の時点で課税が確定をしておりますので、昨年8月に実施をした調整給付の段階で完結しております。

したがいまして、今回実施をするですね、不足額給付は基本的には所得税が対象で、住民税については対象外という考えとなります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） ありがとうございます。積算内訳は分かりましたが、説明の中で、令和6年分の所得税額が減少した場合は不足額を給付でもらえるこの例のところで、あの上下で引き算すると、その不足分が今度もらえるということですけど、逆に、反対に所得税額が増加した場合、令和6年が過ぎて、もらい過ぎとなっているお宅もあるかと思うんですけど、調整給付金として受け取った分、昨年受け取った分は返還するのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（安形知哉） お答えいたします。今回の国のほうですね、不足額給付金ですね、支給事務実施の要綱というのがございまして、この返還の対象となるものはですね、例えば申告について偽りであったり、その他、不正な手段により調整給付金の支給を受け取った場合と限定をしております、今議員言われるようにですね、所得税額が今回増額したことによりまして、結果的に課題となるわけですが、その課題となった給付分については、今回は返還を求めないことという形で国のほうで方針を決めております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 佐原議員、どうぞ。

○13番（佐原佳美） ありがとうございます。今回この補正の主要事業の概要のところ、2款2項1目の説明のと令和6年度実施の定額減税における不足分及び支給、未支給者という言葉がちょっと残ったもんですから大変難しい内容で全協でいろんな資料を出していただいたんですけど、なかなか理解もできなかつたりする中で、ただ、何か人為的なミスによって未支給だったのかなとか、そんなちょっと心配もしたんですけども、もうそれどころか微に入り細に入りというか、大変な手当をされているというね、今回の補正の内容がよく分かりました。

この作業は大変な作業になるのではないかなと思って、システム改修とか、1億9,720万円給付するわけですけども、その仕事は大丈夫なんですかというか、あの回し方について、予算もかかたりするんじゃないのかなと思いますがいかがでしょうか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（安形知哉） お答えいたします。今回の補正予算ではですね、このほかに事務費としてプラスで多分3,000万円ぐらい取らせてもらっております。という形でいろんなその事務経費、昨年調整給付のときもですね、委託ということで派遣業務としてですね、委託させていただいておりますので、そういうようなこともですね、検討しております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） ありがとうございます。御丁寧な説明ありがとうございます。

では、次に行きます。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○13番（佐原佳美） 歳出で3款1項10目自立支援給付費について、扶助費3,012万8,000円の積算根拠をお願いいたします。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。自立支援給付費の介護訓練等給付費につきましては、生活介護や居宅介護などの通所系、訪問系のサービス、入所、施設入所などの入所系サービスに対する給付費が直近3年間、増え続けている状況でございます。

積算根拠につきましては、令和6年度におきましても12月分の支払いまでの実績が前年比同期間と比べまして13.3%の増となっておりますことから、残りの1月から3月の支払い分の予測を同様に前年比13.3%と見込んで、当初予算との差額である3,012万8,000円を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） ありがとうございます。以前もやはりこうやって障害系のサービスが補正になる

たびに質問をしたような記憶もあるんですけども、今回改めてその増額していく計算の方式というのをね、しっかりと教えていただきまして理解できました。ありがとうございます。

通所訪問入所費とそれぞれが平均値で13.3%伸びているということですけど、特にどのサービスが増加しているのか、傾向が分かったら教えてください。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。サービス給付費が大きく増加したものにつきましては、率を見まして大きく増加したものにつきましては、まず居宅介護で伸び率が36.1%、それから、就労定着支援で伸び率は35.8%、それから短期入所で伸び率が24.7%、施設入所で伸び率が21.8%という状況でございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） すみません。今の居宅介護というのは、これは介護保険じゃないから別にケアプランの居宅介護支援事業のことではない、在宅で受ける介護という意味ですか。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） そのとおりでございます。

○議長（馬場 衛） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） 分かりました。

じゃ次に行きます。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○13番（佐原佳美） 同じく、3款1項10目障害児通所支援事業費について、扶助費2,256万3,000円の積算根拠をお願いいたします。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。障害児通所支援事業費につきましては、児童発達支援、放課後等デイサービスなど、保育所等訪問支援サービスに対する給付費が直近3年間、増え続けている状況でございます。

積算根拠につきましては、先ほどの自立支援と同様に令和6年度におきましても、12月支払い分までの実績が前年比32.2%となっていることから、残り

の1月から3月の支払い予測を同程度の増加率を見込んで当初予算との差額である2,256万3,000円を計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） ありがとうございます。これもね、計算方法教えていただきまして分かりました。

では、やはりここでも障害児、今度は児童のほうですけども、主な顕著に利用増となっている給付費サービスはどのようなものでしょうか。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。大きく給付率が伸びたサービスにつきましては、まず放課後等デイサービスで、伸び率は43.0%となっております。

続いて、児童発達支援で伸び率が9.4%というふうな伸び率になっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） ありがとうございます。

では、次に行きます。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○13番（佐原佳美） 歳出の3款2項1目放課後児童健全育成事業費について、委託料126万5,000円は障害児何人を見るために支援員何人を増加した積算かお願いします。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。鷺津小学校区のクラブで障害児2名に対応するため、既存の支援員、今いる支援員ですね、が延べ115日、時間にして約300時間出勤が増加したことによるものです。ということで、新たに支援員を増員したものではありません。そのほかにも、同クラブにおける空調設備の修繕、学校の短縮日課対応に伴う支援員出勤時間の増加、そのほかにも、また岡崎小学校区のクラブでの最低賃金改正に伴う人件費不足分を補正するものであります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） ありがとうございます。今、岡崎クラブの件費が増額したとありますが、これはいろいろの何か所も市内に放課後等児童育成クラブがあるんですけれども、それぞれの委託先の賃金体系なので、なかなか統一した賃金ではないということでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） そのようなことだと思いますが、今回対象となるおかさきのこども園1クラブと聞いております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原議員。

○13番（佐原佳美） 分かりました。本当に福祉事業もというか、教育も個別支援にね、力を入れるだけに大変な加配ではなく、既存の現在いる先生が超勤をしているという実態がよく分かりました。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（馬場 衛） 以上で、13番 佐原佳美議員の質疑を終わります。

続いて、14番竹内祐子議員の発言を許します。

〔14番 竹内祐子登壇〕

○議長（馬場 衛） 14番 竹内祐子議員、どうぞ。

○14番（竹内祐子） 14番 竹内祐子です。議案31号、補正予算、お願いします。

今までの説明で歳出2款1項5目のところは取下げをいたします。

その次の歳出8款4項1目の説明書29ページのところの公共交通推進費ですが、コーちゃんタクシーの利用が増加した要因はどのようなことだったか伺います。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。都市整備部理事。

〔都市整備部理事 匂坂隆弘登壇〕

○都市整備部理事（匂坂隆弘） お答えいたします。要因につきましては、昨年10月の運行改正により、これまで利用対象外でありましたJR駅周辺自治会にお住まいの方を利用対象に加えて、全ての市民がコーちゃんタクシーを利用可能としたことが大きな要因と考えております。

また、いきいきサロン等の場をお借りしまして、

職員がコーちゃんタクシーの予約や乗車の仕方を説明する機会を設けるなど、地道な周知活動の結果、利用登録をされた世帯の数も増えており、利用の増加につながっているものと考えております。

運行改正の前後で利用者数を比較をしますと、地区全体で、1か月平均で1.5倍の増加ということになっておりまして、中でも運行改正で新たに利用対象に加えました自治会を含む鷺津地区では1.8倍、岡崎地区では2.8倍、新居地区では1.9倍と伸びが高い結果となっております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） 分かりました。

では、次いきます。300万円の積算根拠を伺います。

○議長（馬場 衛） 都市整備部理事。

○都市整備部理事（匂坂隆弘） お答えいたします。委託料300万円の積算根拠は当初10月の運行改正で利用対象エリアが拡大することに伴う利用者増等により、委託料を前年比約15%増の年間1,285万円と見込んでおりましたが、想定以上に利用者数が伸び第3四半期終了時点の実績から判断をしまして、年間の委託料の見込みを1,585万円に見直し、不足が見込まれる300万円を補正予算に計上をすることといたしました。

以上です。

○議長（馬場 衛） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） 分かりました。予測以上に利用者さんが増えていただいたということで、3月ですが、補正をせねばならないという理由ということで理解いたしました。

では、次の公共交通ですけど、そこは取り下げます。

○議長（馬場 衛） はい。

○14番（竹内祐子） それで、次の歳出10款2項3目のトイレ改修のことですけれども、1の質問で、私は体育館とか職員のトイレも含むのかちょっと伺います。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。今回の工

事は校舎のみを対象としています、ということで体育館は行う予定はありません。職員等については既に洋式化されております。

ちょっと付け加えていいますと、体育館はですね、洋式化になってる多目的トイレが1か所ございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） では、次に行きます。9,474万3,000円の積算根拠を伺います。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。積算の根拠につきましては、木工事、建具工事、内装工事、解体撤去などの建築工事費と衛生器具設置、給排水設備工事、換気設備工事などの機械設備工事などを積み上げて算出しております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） 分かりました。この工事をする期間を伺います。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。工事は令和7年6月に着手し、12月に完成する予定です。

以上です。

○議長（馬場 衛） 竹内議員。

○14番（竹内祐子） 分かりました。洋式化率がまだまだ進んでないということが、湖西市の小中学校の状況も把握しておりますので、しっかりと進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（馬場 衛） よろしいですか。

○14番（竹内祐子） はい。

○議長（馬場 衛） 以上で、14番 竹内祐子議員の質疑を終わります。

続いて、17番 神谷里枝議員の発言を許します。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○議長（馬場 衛） 17番 神谷里枝議員、どうぞ。

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。同じく議案第31号、補正予算について質疑を行います。

まず、最初に歳入の関係であります。13款2項4目ごみ処理施設の管理運営費についてであります。

脱水汚泥量の増加の要因と負担金の算出根拠をお伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。環境部長。

〔環境部長 石田裕之登壇〕

○環境部長（石田裕之） お答えします。汚泥受入れと運営費、こちらは前年までの受入れ実績がないため、当初予算では、令和6年2月に本格稼働いたしました環境センター焼却施設での年間焼却量の1割を汚泥受入れ量と見込み、し尿処理施設と下水道施設併せて年間約1,900トン、負担金額では1,469万円の歳入を計上しておりました。がしかし、下水道施設での汚泥脱水機、こちらの老朽化による汚泥重量の増加というのがありますことから、年間処理量を約600トン増の2,500トンと見込み、増額するものであります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員、いかがですか。

○17番（神谷里枝） 御答弁ありがとうございます。汚泥脱水機の老朽化が原因で今回補正を組みますよ。これはそもそも下水道のほうも補正予算が出ているわけですが、そちらのほうの歳出のほうにも負担金を一般会計へ繰り出しますよという明記がされていないんですけども、まず、そこら辺はする必要がないということでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。環境センターへの負担金の支払いという部分で、特段の説明が若干不足はしておりましたが、一部分光熱水費電気料の増と、こういったものの負担金が増という同じ目に入っております、500万円の歳出が計上されております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） すみません。まずは負担金のほうで、これは老朽化、汚泥脱水機の老朽化によって600トン増を見込んで500万負担金が増えますよということですけども、今後この老朽化に対する計画といいますが、予定等はどのようになっているのでしょうか。次年度以降も、もうこういった増加、

量が増えていくということが見込まれて予算編成とされているのかお伺いします。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。汚泥脱水機、こちらは平成13年3月供用開始してから約23年が経過している設備でございます。当然、更新時期を迎えておることから、令和5年度から3か年にかけて、国の交付金を頂きながらですね、現在改修を進めております。

今年度は2か年目で、来年度が最終年ということで、実際本体の機械設備を更新、それと電気系統設備、こちらの更新、さらには汚泥処理棟の耐震補強工事、こういった建築的な工事も同時に行う計画になっており、完了時期は令和7年度末を予定しております。つまり令和8年4月からはリニューアルした機械での処理が可能ということで認識しております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） そうしますと令和7年度末に完了予定ということで、計画当初考えていたよりは早く汚泥脱水機の老朽化が進んでしまった、当初の見込みとはちょっと違いましたよと、そういう解釈でよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。やはり含水率がどうしても最近ではですね、上がってしまうということから、やはり機械の耐用年数がやはりもう来てしまっているということと、やはり財政的な事情もあってやっぱり3年もかけないと、こういった大型機械って更新できないということからですね、一応ストックマネジメント実施の計画にも乗っておりますが、大体この時期に替えなきゃいけないという計画どおりに進んでおるんですが、やっぱり近年はですね、そういった機械のやはり性能が落ちているというのがどうしても見受けられるという現状になってしまっているという状況です。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。こち

らのほうも国の補助金を活用して事業進捗が図られているという解釈でよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。国の交付金の対象で、もう既に令和5年度からですね、ずっともらっておりますので、対象事業になっております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） 分かりました。ありがとうございます。

次に移ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○17番（神谷里枝） 同じく、歳入15款2項10目です。先ほど同僚議員もちょっと質問されていたことと同じようになってしまいますけども、この学校施設の環境改善交付金の補助率をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） 国で定めている交付金対象事業費の7分の2となります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） 7分の2という割合ってあまり耳にしないんですけども、これは交付団体、不交付団体やはり影響があるということでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） 普通交付税が交付されている団体、自治体は3分の1で、当市のように不交付の団体は7分の2ということになっています。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） 分かりました。先ほどの同僚議員の質問で県のほうから話があって新年度予算ではなくて補正予算で対応します。補正予算債の活用ができるという答弁だったように思いますが、まずこの補正予算債という言葉で間違いはないでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） 県の案内でもですね、今回の補正予算を使った場合は補正予算債を活用できますという案内がありますので、そのように理解し

ていただいて構いません。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） 補正予算債を活用して、これによって償還していくに当たって、不交付団体でも国県で見えていただけるということでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） 元利償還金の交付税措置率が50%と先ほど申しましたけど、普通交付税の算定する際ですね、基準財政需要額に元利償還金の50%が参入できるということで市全体で見た場合、実際には収入が上回る結果になれば算定上算入はされるんだけど、実際には溶け込んでしまうということもあろうかと思えます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） 分かりました。結局うちみたいな財政力指数一番際どいところを保っているところはなかなかもらえない可能性が多いということで承知いたしました。ありがとうございます。

次に移ります。

○議長（馬場 衛） 神谷議員、ここで質問の途中ですけど、間もなくお昼なものですから、お昼の休憩とさせていただきます。再開を13時、再開は13時とさせていただきます。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（馬場 衛） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

引き続き、17番 神谷里枝議員の質疑を行います。議案第31号、歳出の8款4項2目からとなります。神谷議員、どうぞ。

○17番（神谷里枝） 8款4項、歳出の8款4項2目街路事業費についてであります。

まず、最初の質問といたしまして、12月定例会にて県費を活用して事業進捗を図るため、130万円の委託料を計上しましたが、今回、国の交付金減額に伴い、土地購入費の減額補正とのことですが、これも整合性をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） お答えいたします。

都市計画道路鷺津駅谷上線は、国の交付金と県費補助を特定財源として整備を進めております。交付金では主に本体工事や土地購入及び物件補償を、県費補助金では、本体工事により影響が生じる物件などを調査しております。

12月定例会での補正予算は、委託料で、県費補助金の追加があったことから、令和7年度に予定していた建築物1棟の調査を前倒ししたものでございます。

今回の土地購入費の減額補正につきましては、当初予算において、湖西市土地開発公社から土地の買戻し費用として1億円を計上しておりましたが、交付金の内示が低かったことから、交付金を有効活用するため、支払い計画を変更し、後年度に買戻しをするために減額補正をするものです。

よって、国の交付金と県費補助金とは、用途が違うため、直接整合性はございませんが、事業を速やかに実施するためには必要な特定財源でございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） 事業が違うということ、よく分かりました。ありがとうございます。今回の補正によって事業進捗への影響などいかがでしょうか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） 現在実施中の都市計画道路鷺津駅谷上線整備事業につきましては、年度当初の事業計画にのっとり、主要地方道豊橋湖西線の交差点から小名川公園北側交差点付近までの約150メートル間において、工事を予定していることから進捗に対する影響はないものと考えております。

また、これによって令和6年度予算の事業費ベースではございますが、進捗率は約55%となる見込みでございます。

今後も交付金や県費補助金の財源確保に努め、令和11年度の事業完了に向け、計画的に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。令和6年度末で55%の進捗率になりますよ。それから令和11年度完了に向けて事業進捗を図っていきます。そういったことでよろしかったでしょうか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） おっしゃるとおりでございます。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） 了解しました。ありがとうございます。

次に移ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○17番（神谷里枝） 次の10款2項3目の学校整備費については取下げをします。

○議長（馬場 衛） はい、どうぞ。

○17番（神谷里枝） 最後の質問になります。繰越明許費についてであります。3点ほど通告させていただいております。

まず最初に、繰越明許費における土木費の追加が7本もありますことから、事業計画の適正や今後の対策をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） お答えいたします。繰越しとなります原因として国、県の追加補正を受け、年度途中で財源を確保した後に、工事発注となることで、適正工期が確保できない場合、通行規制や電柱移転に伴う停電などで沿線ユーザー様の都合に合わせなければならない場合、予測困難な地下埋設物の移設の場合などがございます。

繰越案件は突発的であり、発注者側では対処できない場合がほとんどですが、これらの中にも、関係者への事前の説明や調整、前もった現地調査が可能な場合もあり、工夫や気づきで繰越しを減らすことができる可能性がございます。

今後につきましては、それぞれの事業におきまして、常に先の先を見据えた行動や注意深い状況の確認に重点を置き、繰越しが少なくなるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） 御答弁ありがとうございます。国、県の追加補正が出てくればどうしても、出てきた時点から工事の期間を適正に確保していくとか、そういったことが難しいというのは理解できました。

今回繰越しになっている事業に関しましては、次年度はまずは繰越しにした事業を先に進めて、令和7年度の新規事業に取り組んでいくと、まずそういった考え方でよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） お答えいたします。議員おっしゃるとおり、まずは今回繰越しをさせていただいている現場、こちらのほうを速やかに仕上げまして、次年度以降の計画に、予定に早く乗っけていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。それから、ごめんなさい、先ほどいろんな理由を御説明いただいたんですけども、行政としてはしっかり図面とかそういうのは管理されているということでしょうか。変更したり、そういうときもその都度図面のほうも変更して、しっかり行政としての管理が行われているということでしょうか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） 図面、工事の発注図面につきましては当然当初設計の図面がございまして現場やりながら変更になってくるところがございまして、そちらのほうは図面はきちっと修正をして保存するようにしております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） 分かりました。ありがとうございます。

2点目に移ります。よろしいですかね。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○17番（神谷里枝） 新庁舎建設事業費において繰越明許になっておりますけれども、契約上、問題は発生しないのかお伺いします。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（山本敏博） お答えいたします。新庁

舎建設基本計画策定業務の繰越明許については、鷺津駅前周辺を候補地の一つに追加して検討するため、履行期限を令和7年度末まで1年間延長するものがございます。

現時点では追加の業務等は予定しておりません。今後の議決をいただいた後、履行期限の変更契約を年度末までに締結する予定でございます。受託業者との調整、内諾のほうも得ておりますので、契約上の問題は生じないものと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。普通考えますと、原因がこちら側にある場合は、こちら側が違約金とまでは言わないかもしれませんが、普通はそういうものが発生するのかなと思って伺いましたけれども、現時点では業者さんの理解をいただいているということでよろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（山本敏博） 議員おっしゃるとおりで、業者の了解も得ておりますし、今回業務の変更とか追加もありませんので、ただ期間が延びるだけということですので、その辺も含めて理解いただいていると思っております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） 分かりました。期間が延びるということは受託業者にしてみれば終わってれば新たな仕事も取っていけるのかなということもちょっと推測できたものですから、そこを確認させていただきました。分かりました。ありがとうございます。

では、最後の質問に移ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○17番（神谷里枝） 学校再編事業において繰越明許になっております、今と同じ内容ですけども契約上、問題は発生しなかったのかお伺いします。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。学校再編基本計画策定業務は北部地区と白須賀地区の両地区をまとめて一つの契約となっております。北部地区分

については、年度内に完了する見込みであるため、湖西市業務委託契約の約款の規定に基づきまして、部分引渡しとして、年度内に支払いのほうを完成する予定です。

白須賀地区については、本案が議決された後に、履行期限の変更契約を締結する予定です。こちらのほうも受託業者の内諾を得ているということで、契約上の問題は生じないものと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） 分かりました。そうすると北部と南部を1本でお願いしていて、北部のほうは年度内に終わる見込みということで、そうすると、ある程度、先日の会議で基本計画が公表されましたので、あれがもう成果物として判断して、それに対して、たしか千何百万円だったと思うんですけども、そのうちのどれだけを、まずはお支払いして、あとの分についてはまた契約をいろいろ考えながらいく。そういうことでよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） 北部の基本計画のほうは、これからまだ案の段階ではありますが、今後決裁等事務手続を得えまして、公表を年度内にするということが、そこで完成するということになります。

契約金額自体がたしか2,200万だったと思いますので、半分、ちょうど半分を年度内にお支払いするということになっております。半分は繰越しをさせていただきます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） 了解しました。これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（馬場 衛） よろしいですか。

○17番（神谷里枝） はい。

○議長（馬場 衛） 以上で、17番 神谷里枝議員の質疑を終わります。

続いて、4番 山口裕教議員の発言を許します。

〔4番 山口裕教登壇〕

○議長（馬場 衛） それでは、4番 山口裕教議員、どうぞ。

○4番(山口裕教) 4番 山口裕教。議案31号、7款1項1目電力供給補助金について、昨年度も同様の制度がありましたが、内容の変更などがあったのかどうか、お伺いいたします。

○議長(馬場 衛) 登壇して答弁をお願いします。産業部長。

〔産業部長 太田英明登壇〕

○産業部長(太田英明) お答えします。令和5年度の電気料金支援事業では、高压電力、または特別高压電力を受電する事業者を対象としてきました。しかしながら、今後県におきまして、特別高压電力を受電する事業者への電気料の補助が実施をされる予定と伺っております。このため市としては高压電力を受電する事業者のみを対象といたしました。

なお、補助金の支給額についてなどは内容に変更なく行う予定でございます。

以上です。

○議長(馬場 衛) 山口議員。

○4番(山口裕教) 今回、高压電力のみの事業者への補助金ということだったんですけども、補助金を受け取った事業者の反応というのはどうだったでしょうか。

○議長(馬場 衛) 産業部長。

○産業部長(太田英明) お答えをします。本事業は電気料金の負担軽減を目的に実施をしまして、市内121件の事業者のほうに補助を行いました。事業者からは電気料金の負担が和らぎ、事業運営に活用できましたとの声も聞いております。

特にですね、エネルギーコストの上昇が経営に与える影響が大きい業種におきましては、事業継続や雇用維持に一定の効果があったと考えております。

以上です。

○議長(馬場 衛) 山口議員。

○4番(山口裕教) 分かりました。ありがとうございました。

では、次の質問に移りますが、10款2項3目のトイレ改修工事の対象範囲や取替え戸数などの概要、また着手が令和7年度に着手して12月に完了予定であるということをお伺いいたしましたので、取り下げさせていただきます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長(馬場 衛) よろしいですか。

○4番(山口裕教) はい。

○議長(馬場 衛) 以上で、4番 山口裕教議員の質疑を終わります。

続いて、12番 楠 浩幸議員の発言を許します。

〔12番 楠 浩幸登壇〕

○議長(馬場 衛) 12番 楠 浩幸議員、どうぞ。

○12番(楠 浩幸) 12番 楠 浩幸です。私のほうからも一般会計補正予算の第9号ですね、歳出の2款4項1目の選挙管理委員会運営費についてお伺いをします。

投票管理標準システムの開発遅延に伴い委託料を減額するということですが、2点ほど通告をしておりますので、1個ずつ伺っていきたく思います。

まず、1つ目なんですけれども、システムの概要と遅延の理由を伺いたく思います。お願いします。

○議長(馬場 衛) 登壇して答弁をお願いします。総務部長。

〔総務部長 安形知哉登壇〕

○総務部長(安形知哉) お答えをいたします。選挙システムの概要といたしましては、市の基幹情報システムの住民基本台帳データ、こちらと連携をいたしまして、期日前投票、不在者投票の管理を行うものでございます。

今回、予定をしていた改修は国の進める地方公共団体情報システムの標準化に対応するものでございます。遅延の理由といたしましては、基幹情報システムの標準化の移行期間を令和7年7月から令和8年の1月へと変更したことにより、開発時期が後ろ倒しとなったことによるものでございます。

以上でございます。

○議長(馬場 衛) 楠議員。

○12番(楠 浩幸) 少し確認をしたいんですけども、国の標準化が遅れているということで理解してよろしいでしょうか。開発遅延の責任区分を確認したいと思います。

○議長(馬場 衛) 総務部長。

○総務部長(安形知哉) お答えをいたします。今

回のこの選挙システム、市のほうの基幹情報システムとの連携ということがありますので、現在ですね、基幹情報システムのほうが開発ベンダーさんとの調整の中で、少し遅延しているということが今回の選挙システムの遅延の理由となっております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） そうしたときには、市の基幹情報システムを管理している業者さんと、今回のこの標準化システム、投票管理標準システムの委託先というのは、業者さんは違うということですか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（安形知哉） お答えをいたします。今回、市のほうのですね、基幹システムについてはSBS情報システムが担当をしております。この選挙システムについてはSBSではなくてですね、現状のシステムについては行政システム株式会社さんが担当しているということになります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） 既に本件については行政システムさんに委託をしているということなんですけども、納入というか、遅延することによって債務不履行みたいな可能性はないでしょうか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（安形知哉） お答えいたします。今回の予定をしております選挙システムの標準化につきましては、令和6年度で当初予定をしておりましたが、国のほうの標準化の期限というのは、令和8年の3月末までにとということで、国のほうの指針がありますので、その中で完結をすればですね、特段問題は無いというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） 今部長の答弁は市に対してのリスクをお話しいただいたんですけども、この行政システムさんは受注をして、仕事ができなかったということなんですけども、その件に対して不履行の債務不履行の可能性というのはないのでしょうか、大丈夫ですか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（安形知哉） お答えいたします。令和6年度はですね、予算計上はしてありますが、契約はまだしてない、契約していないという状況でありますので、その点は問題がないかと思えます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） 分かりました。それでは2つ目のところなんですけれども、令和7年度の予算にはですね、当該標準投票管理標準システムの開発等々がうたわれていなかったというふうに認識をするんですけども、今部長の答弁ですと、また今後システム開発を再委託する可能性というのは出てくるかと思うんですけども、そうしたときにまた委託料の増加とか、そういったものがまた補正で上がってくる可能性というのはどうでしょうか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（安形知哉） お答えをいたします。今回ですね、開発時期が後ろ倒しとなりまして、改めて令和7年度の当初予算の中でですね、委託予算を、措置をさせていただいております。委託する内容については、今回、令和6年度分と変更がございませんので、委託料の増というのも今回については増加はありません。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠議員。

○12番（楠 浩幸） 令和7年度予算にもう計上されているということで、はい、私が見落とししたということで理解しました。

○議長（馬場 衛） よろしいですか。

○12番（楠 浩幸） 質疑を終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、12番 楠 浩幸議員の質疑を終わります。

続いて、2番 山本晃子議員の発言を許します。

〔2番 山本晃子登壇〕

○議長（馬場 衛） 2番 山本晃子議員、どうぞ。

○2番（山本晃子） 2番 山本晃子です。同じく、議案第31号について、御質問させていただきます。歳出3款2項1目、こちらは先ほどの御答弁で理解いたしましたので、取り下げさせていただきます。

続いて、歳出8款4項1目に関してです。こちらもおおよそは理解したんですが、1点だけ確認させてください。

先ほど、コーちゃんタクシーが月に1.5倍に増えたというお話だったんですが、これを、もともとの委託が何台で、何台になったのかを教えてください。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。都市整備部理事。

〔都市整備部理事 匂坂隆弘登壇〕

○都市整備部理事（匂坂隆弘） お答えさせていただきます。コーちゃんタクシーにつきましては、昨年10月の運行開始に伴いまして対前年度比で利用台数が年間約15%増加するものとしまして、5,400台程度と想定をしておりました。運行改正後の期間を含む第3四半期までの実績から判断をしまして、年間6,300台程度まで増加する見通しとなり、約900台が想定を上回ると見込んでおります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 山本議員。

○2番（山本晃子） 分かりました。900台ということで理解いたしました。ありがとうございます。

○議長（馬場 衛） よろしいですか。

○2番（山本晃子） 以上です。

○議長（馬場 衛） 以上で、2番 山本晃子議員の質疑を終わります。

続いて、1番 相曾桃子議員の発言を許します。

〔1番 相曾桃子登壇〕

○議長（馬場 衛） 1番 相曾桃子議員、どうぞ。

○1番（相曾桃子） 1番 相曾桃子です。引き続き、議案31号させていただきます。

4つ挙げていますが、歳出8款4項1目につきましては取り下げいたします。

続きまして、歳出10款2項1目ですね。令和7年度の特別支援学級のクラス増とございますが、鷺津小学校、新居小学校の入級数の今の現状と対応するための消耗品費等備品費、購入費の内訳のほうをお願いいたします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。教育次長。

〔教育次長 鈴木啓二登壇〕

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。令和7年2月1日現在の鷺津小学校の支援学級入級者は59名、新居小学校の支援学級入級者は43名であります。令和7年度から支援学級が鷺津小学校3クラス、新居小学校1クラス増加するに当たり、消耗品は知育教材や画用紙など、備品は間仕切りボード、教卓、テーブルなどを購入するものです。

以上です。

○議長（馬場 衛） 相曾議員。

○1番（相曾桃子） 今、鷺津小学校が3クラス増ということで、3クラスも増えてしまうということ、全体で3クラスではなくて、今回3クラス増えるということによろしいですか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） 現在9クラスあって、3クラス増えて12クラスになるということです。

以上です。

○議長（馬場 衛） 相曾議員。

○1番（相曾桃子） すみません。あと新居小学校の今トータルで何クラス、1クラス増えると何クラスになるかも教えてください。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） 新居小学校は現在7クラスありまして、1クラス増えて8クラスになります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 相曾議員。

○1番（相曾桃子） 承知いたしました。

それでは、次の歳出10款2項3目につきましては取り下げをいたします。

最後の歳出、10款3項1目令和7年度の特別支援学級のクラス増とございますが、鷺津中学校の入級数の現状と対応するための消耗品費と備品購入費の内訳をお願いします。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。令和7年2月1日現在の鷺津中学校の支援学級入級者は25名であります。令和7年度から支援学級が現在5クラスで、2クラス増加して7クラスになります。に当たりまして消耗品は掃除用具など、備品は間仕切り

ボード、教卓、テーブルなどを購入するものです。

以上です。

○議長（馬場 衛） 相曽議員。

○1番（相曽桃子） 理解しましたので、終わります。

○議長（馬場 衛） よろしいですか。

以上で、1番 相曽桃子議員の質疑を終わります。  
通告された質疑は以上です。

ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第31号について採決いたします。  
本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（馬場 衛） 日程第19 議案第32号 令和6年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員

会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第32号について採決いたします。  
本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（馬場 衛） 日程第20 議案第33号 令和6年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第33号について採決いたします。  
本案を原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（馬場 衛） 日程第21 議案第35号 令和7年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。  
本件は総務経済委員会に付託いたします。

---

○議長（馬場 衛） 日程第22 議案第36号 令和7年度湖西市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。  
本件は、福祉教育委員会に付託いたします。

---

○議長（馬場 衛） 日程第23 議案第37号 令和7年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。  
本件は、総務経済委員会に付託いたします。

---

○議長（馬場 衛） 日程第24 議案第38号 令和7年度湖西市公共下水道事業会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。  
本件は、建設環境委員会に付託いたします。

---

○議長（馬場 衛） 日程第25 議案第39号 令和7年度湖西市水道事業会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。  
本件は、建設環境委員会に付託いたします。

---

○議長（馬場 衛） 日程第26 議案第40号 令和7年度湖西市病院事業会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。  
本件は、福祉教育委員会に付託いたします。

---

○議長（馬場 衛） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

ここで、本日委員会に付託いたしました議案を事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（馬場 衛） それでは、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後1時37分 散会

---